

第6次行政改革大綱実施計画 の進ちよく状況について (令和7年2月末日現在)

実 施 計 画： 令和6年度～令和11年度

北茨城市

1 実施計画の実施実績表

重点事項	取組 項目数	R6年度 実績	R7年度 実績	R8年度 実績	R9年度 実績	R10年度 実績	R11年度 実績	達成率	
								実施項目数	達成率(%)
計画的な財政運営	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0
安定的な歳入の確保	6	0	0	0	0	0	0	0	0.0
経費の節減合理化	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0
地方公営企業等の経営健全化	4	0	0	0	0	0	0	0	0.0
公共施設マネジメントの推進	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0
機能的な組織の構築	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0
市民とともに進めるまちづくり	2	0	0	0	0	0	0	0	0.0
すべての職員が活躍できる環境づくり	2	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	18	0	0	0	0	0	0	0	0.0

2 6カ年の推進目標

項目	目標値	R5年度(基準)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
一般会計地方債残高	200億円以内	223.9億円						
有料広告収入	年間2,000千円	1,925千円						
ふるさと納税収入	300,000千円	135,251千円						
市税徴収率	98.2%以上	97.9%						
市営住宅徴収率	97.5%以上(現年)	96.3%						
市営住宅徴収率	75.0%以上(過年)	63.5%						
エネルギー使用に係る原単位	99%以下	102.1%						
下水道水洗化人口	3,700人	3,244人						
道路里親制度	12団体新規認定	(39団体)						
消防団員の充足率	90%	91.8%						
職員の研修参加人数	30名以上	26名						
男性職員育児休暇取得率	100%	37.5%						

～第6次行政改革大綱に基づく取組項目～

基本方針	重点項目	No.	取組項目(実施計画項目)	担当課	ページ
健全な財政運営の推進	計画的な財政運営	1	中期財政計画に基づいた財政運営の実施	財政課	3
	安定的な歳入の確保	2	有料広告の推進	企画政策課	4
		3	ふるさと納税の拡充	企画政策課	4
		4	市有遊休財産の処分及び有効な利活用	総務課	4
		5	非強制徴収債権の収入未済額の徴収強化	財政課	5
		6	市税徴収率の向上	収納課	5
		7	市営住宅使用料の徴収対策強化	都市計画課	5
	経費の節減合理化	8	省エネ・脱炭素化実現に向けた取組の強化	生活環境課	6
	地方公営企業等の経営健全化	9	市民病院経営強化プランに基づく経営健全化	経営企画課	6
		10	公共下水道事業における経営健全化	下水道課	7
		11	水道事業経営戦略に基づく経営健全化	業務課	7
		12	水道事業と下水道事業の統合	下水道課・業務課	7
持続可能な行政運営の推進	公共施設マネジメントの推進	13	污水处理施設の統廃合	下水道課・生活環境課	8
	機能的な組織の構築	14	職員配置適正化	人事課	8
時代の変化に対応した行政サービスの推進	市民とともに進めるまちづくり	15	道路里親制度の推進	建設課	9
		16	消防団員の確保及び加入促進	消防課	9
	全ての職員が活躍できる環境づくり	17	人材育成方針に基づいた職員研修の充実	人事課	10
		18	職員の働き方改革の推進	人事課	10

凡 例
「○」……目標達成年度
「⇒」……調査・検討・継続実施

(基本方針)健全な財政運営の推進 (重点項目)計画的な財政運営

(No.1) 中期財政計画に基づいた財政運営の実施【財政課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
今後も老朽化した公共施設の更新事業等を実施しつつ、財政の健全運営のために達成すべき目標として、「地方債残高」について目標を設定する。 さらに、この目標を達成するため、財政の健全性を示す健全化判断比率(実質公債費比率及び将来負担比率)についても留意していくことで、市財政の健全度の継続的な管理を図る。	R11年度までの財政収支の見通しを基に、以下の目標を設定することで、公債費負担の増大が今後の財政運営に及ぼさないよう、施策の選定や新規発行の抑制等により地方債残高の適正な管理を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	令和6年度末では、県貸付金の繰上償還や新規発行債の縮減により、約217億円（R6.10月計画比：約△1.3億円）、令和7年度で約210億円（R6.10月計画比：約△2.3億円）となる見込み。
	【目標値・年度】 一般会計地方債残高を200億円以内に抑制する。 (参考)R4:228億円、R5:224億円 過去最大(R3)238億円 さらに、上記の目標を達成するために、以下の健全化判断比率の指標についても留意していく。 ・実質公債費比率を15%未満に抑制する。 (参考)R4:11.6%、R5:12.6% 過去最大(H19)16.3% ・将来負担比率を110%未満に抑制する。 (参考)R4:98.5%、R5:97.9% 過去最大(H19)136.2%	⇒						

(基本方針)健全な財政運営の推進 (重点項目)安定的な歳入の確保

(No.2) 有料広告の推進【企画政策課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
平成19年度(実績:36件、2,046千円)から実施した広告掲載事業について、広告募集の強化及び新たな広告媒体の抽出等により、有料広告事業を推進し、自主財源の確保を図る。	新たな広告媒体の検討 【目標値・年度】 R11年度における目標額:2,000千円 (参考) R4:1,595千円、R5:1,925千円	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	・広報紙 14件 510千円 ・HP 4件 280千円 ・磯原駅掲示板 9区画 183千円 ・巡回バス広告 1件 45千円 ・ネーミングライツスポンサー料(あゆみドーム) 550千円 ・庁舎案内広告 120千円 ・広告付きAED(AEDリース料換算) 59千円 【広告収入状況】 R7.2月末:1,747千円
		⇒						

(No.3) ふるさと納税の拡充【企画政策課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
ふるさと納税を拡充することにより、市の自主財源確保を図る。	市商工会との連携、新たな返礼品の開発等を通じふるさと納税額の増収を図る。 【目標値・年度】 計画期間中のふるさと納税年間平均収入額を3億円とする。 (参考) R4:107,588千円、R5:135,251千円	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	返礼品登録数:461件 商工会と連携し登録商品数の増加に伴い、ふるさと納税サイト掲載による地場産品のPRが図られている。 【ふるさと納税収入状況(件数)】 R7.2月末:196,613千円(10,286件)
		⇒						

(No.4) 市有遊休財産の処分及び有効な利活用【総務課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
市有財産の売却処分及び有効利活用により、歳入確保を図る。	遊休地の不動産鑑定及び公売の実施、処分不能財産の適正な管理(所管課の見直しを含む。) 【目標値・年度】 計画期間内に普通財産の新たな利活用方法(売却、貸付等)について3件以上決定する	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	・市有地売却 0件 ・市有建物売却 1件 ・将来的な公売実施に向けて、不動産鑑定を4件(旧磯原中テニスコート等)実施した。
		⇒						

(No.5) 非強制徴収債権収入未済額の徴収強化【財政課】

5

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
市が所有している金銭債権についての徴収強化を図り、歳入の確保につなげる。	以下の項目等の調査を行うとともに、徴収体制の強化を図る。 ・市内における金銭債権の調査(種類、額、管理方法等) ・先行自治体の調査 ・業務委託の可能性の調査 【目標】 令和9年までに管理方法、徴収体制を確立する。	⇒	⇒	⇒	○			令和5年度決算において収入未済額を有する課に対し、金銭債権の調査・ヒアリングを行い、各課の取組等について確認したほか、他市の状況を確認した。 業務委託、徴収事務の集約化等については検討中。
		⇒						

(No.6) 市税徴収率の向上【収納課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
自主財源の安定確保のため、市税徴収率を更に向上させる。	現年度滞納者に対する催告の強化及び滞納処分 の早期着手。 過年度滞納者に対する滞納処分の強化。 【目標値・年度】 令和11年度までに市税徴収率98.2%を目標とする。 (参考)R4:97.6%、R5:97.9%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	一斉催告の他、現年度のみの滞納者に対するSMSを活用した催告を実施した。処分等は、差押264件、執行停止67件、交付要求37件、納付誓約等77件を執行した。 【徴収率】 R7.2月末：86.7% (前年比現年-0.2、滞繰-4.0、計-0.2)
		⇒						

(No.7) 市営住宅使用料の徴収対策強化【都市計画課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
・現年度及び過年度の徴収を強化し収納率のアップを図る。 ・滞納者に対する納付指導、法的措置などを念頭に住宅使用料滞納の圧縮を目的とする。	【目標値・年度】 R11年度における ①現年度分収納率を97.5%とする。 (参考)R4:96.5%、R5:96.3% ②過年度を含めた収納率を75.0%とする。 (参考)R4:63.6%、R5:63.5%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	家賃滞納者に対し調停を実施し調停調書に基づき分納を履行中。調停不成立となった滞納者へは明渡訴訟を行い和解に至った。納付誓約に従い、数年間家賃を支払っていなかった者が納付し始めたことは一定の成果であるため、引き続き取り組む。 【市営住宅徴収率】 R7.2月：①86.9%②56.3%
		⇒						

(基本方針)健全な財政運営の推進 (重点項目)経費の節減合理化

(No.8) 省エネ・脱炭素化実現に向けた取組の強化【生活環境課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、率先した省エネ対策及び再生可能エネルギーの導入により温室効果ガス排出量を削減、あわせて、エネルギー消費に係る経費の削減を図る。	公共施設の照明LED化や高効率空調機器の整備、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入を促進するなど、二酸化炭素排出量を削減するとともに、エネルギー消費に係る経費を削減する。 【目標】 令和11年度における、市公共施設の省エネ法に規定するエネルギーの使用に係る原単位の5年度間平均変化率を99%以下にする。 (参考)R4:101.8%、R5:102.1% ※エネルギーの使用に係る原単位:単位量の製品や額を生産するのに必要なエネルギー消費量の総量のこと。単位量を求めるための分母は施設ごとに異なる(工場であれば生産量、温泉施設であれば入館者、公民館であれば床面積、など)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	省エネ・脱炭素推進のため、市省エネルギー等推進委員会において公共施設の省エネ対策及び再エネ導入に係る中長期計画(令和6～10年度)が承認された。 また、自治体新電力設立を軸とした事業計画を策定し国に申請する。次のステップとして、自治体新電力設立のための事業計画策定等に着手する。
		⇒						

(基本方針)健全な財政運営の推進 (重点項目)地方公営企業等の経営健全化

(No.9) 市民病院経営強化プランに基づく経営健全化【経営企画課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
当院の経営を持続可能なものとし、当院が地域において果たすべき役割・機能を発揮し続けることができるよう、経営強化の取組を行う。	【目標値・年度】 地域における当院の役割を果たしながら、「北茨城市民病院経営強化プラン」に掲げた目標の達成に取り組むことにより、令和9年度までに収支均衡を目指す。	⇒	⇒	⇒	○			令和7年2月末現在の入院・外来収益は、2,510百万円[家庭医療センター含む]で前年度同時期と比べ70百万円減となっており、計画値の料金収入[2,838百万円]を下回る見込み。 全国的に公立・民間を問わず医療機関においては、診療報酬の抑制、医療人材不足による人件費上昇等により、病院経営が厳しくなっているが、引き続き、必要な医療提供体制の確保に務める。
		⇒						

(No.10) 公共下水道事業における経営健全化【下水道課】

7

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全等を実現するため、下水道への速やかな接続実施を目指す。 水洗化人口を増加させ、一般会計からの繰入金を削減する。	公共下水道事業の経営の健全化に向け、効果的な事業推進と水洗化人口の増加を図るとともに、汚水処理事業の運営について、他事業を含む広域化・共同化による将来的な事業のあり方を検討する。 【目標値・年度】 令和11年度までに水洗化人口3,700人を目標とする。 (参考)R4:3,215人、R5:3,244人	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	現年度管渠工事4件1,378m施工中である。 供用開始区域を8月に追加した。 【水洗化人口】 R7.2月：3,253名
		⇒						

(No.11) 水道事業経営戦略に基づく経営健全化【業務課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
健全な事業運営を持続可能なものとし、市民に安心・安全でおいしい水道水を永続的に供給するべく、経営基盤の強化に取り組む。	事業運営の効率化に向けて更なる維持管理費の圧縮に努めるとともに、将来の財政収支状況を考慮した水道料金体制の検討を行うため、「北茨城市水道事業経営戦略」に掲げた計画目標(投資・財政計画及び施設等更新計画)の推進に取り組む。 【目標値・年度】 施設等更新を計画通りに実施しながら令和11年までの黒字を維持する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	維持管理費の圧縮を図るため、令和7年度より中郷及び華川浄水場の管理委託の一体化を行うこととし、入札を実施した。 また、令和11年度までの事業収支見込みを作成し、投資・財政計画の見直しについて検討を行った。
		⇒						

(No.12) 水道事業と下水道事業の統合【下水道課・業務課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
共有業務の一体化、及び類似事業の統合による組織のスリム化による人件費等の経営コストの減少。窓口の一本化による相談と工事申請の迅速化等の市民サービス向上を図る。また、公営企業としてより一層の経営の合理化・健全化を図る。	以下について検討を行い、令和9年度末までに統合の可否について結論を出す。 ・水道部と下水道課、他課を含め組織統合のためのグループを設立。 ・両事業の課題を整理する。 ・業務執行体制について具体案を検討する。 ・統合した際の利点と欠点を整理する。 ・設置条例や関連規程の整備について検討する。	⇒	⇒	⇒	○			上水道一体効率化・基盤強化推進事業の本申請を行ったほか、北茨城市上下水道耐震化計画を策定した。
		⇒						

(基本方針)持続可能な行政運営の推進 (重点項目)公共施設マネジメントの推進

(No.13) 汚水処理施設の統廃合【下水道課・生活環境課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
汚水処理施設を統廃合することにより、建設費・修繕費・維持管理費等における財政負担の軽減を図る。	・令和6年度、し尿等の受入施設の詳細検討、基本設計 ・令和7年度、公共下水道事業の認可変更 ・令和8～10年、受入施設の建設工事 ・令和11年度、共同処理の開始	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	・し尿等共同処理詳細検討業務委託 ・し尿等共同処理地下水業務委託 計2本の委託を発注。 下水道課にて共同化に向けた基本設計を行い、詳細設計へ向けての各種確認を行っている。 国庫補助金の交付対象施設であることを茨城県下水道課、資源循環推進課と協議し、汚泥資源の肥料化について茨城大学農学部と協力体制を構築した。
		⇒						

(基本方針)持続可能な行政運営の推進 (重点項目)機能的な組織の構築

(No.14) 職員配置適正化【人事課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
定員の適正化を図るとともに、事務事業の見直し、組織の簡素化、民間委託等を促進させ、市民ニーズにフレキシブルに対応できる組織づくりを図る。	市長マニフェスト等を考慮し、各年の事業等に即座に対応できる組織づくりと弾力的な人員配置をするために、各担当課等との調整及び協議を行いつつ、定員適正化計画の着実な推進を図る。 指標として、経常収支比率における人件費の占める割合を県内平均値以内とすることを目標とする。 (参考) R4:25.5%(県内平均24.2%)、R5:25.5%(県内平均24.8%)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	病院を除く職員数 R7.2月末現在 (R5年度末対比) 343名 (-4名)
		⇒						

(基本方針)時代の変化に対応した行政サービスの推進 (重点項目)市民とともに進めるまちづくり

(No.15) 道路里親制度の推進【建設課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
市民と協働して地域の道路環境づくりを進めるとともに、維持管理費の節減を図る。	第2次から推進している道路里親制度について、市民と協働して地域にふさわしい道路環境保全に努めるとともに、市ホームページ等に掲載し、加入促進を図る。 【目標値・年度】 令和11年度末までに新規12団体の認定を目標とする。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	R7.2月末現在39団体(道路延長33,246m)1団体の登録があったが、1団体の脱退があり、団体数に変化はないが400m増となった。今後も道路里親制度ホームページ掲載や市内企業等に参加を呼び掛け等のPR活動を推進し、事業の活性化を図る。
		⇒						

(No.16) 消防団員の確保及び加入促進【消防課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
地域防災力の低下を防ぐため、中核となる消防団員の確保と質の向上を通じて消防団の災害対応能力の向上を図ることを目的とする。	・各地域消防団で戸別訪問による勧誘、広報誌等でのPRによる加入促進。 ・市役所新規採用職員の機能別消防団等への勧誘活動。 ・退職した消防団員の機能別消防団(大規模災害OB分団)への勧誘活動 【目標値・年度】 充足率 90%以上の確保。(全国85.9%) (参考) R4:93.6%、R5:91.8%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	令和6年4月1日現在の団員数は428名で、充足率は85.6%であり、消防団員確保のため、新規市役所職員の機能別消防団勧誘、各分団による勧誘活動によりR7.2月末現在では431名で充足率86.2%になったが目標値は達成していない。引続き勧誘活動、広報等を実施し消防団員の確保に努める。 【充足率】 R7.2月末:86.2%
		⇒						

(基本方針)時代の変化に対応した行政サービスの推進 (重点項目)全ての職員が活躍できる環境づくり

(No.17) 人材育成方針に基づいた職員研修の充実【人事課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
時代の変化に対応できるよう、職員の意識改革を進めるとともに、複雑多様化している行政課題の解決に向け、より効果的な職員の資質の向上及び政策立案能力の開発を図るため、積極的な人材育成が必要である。	現在の人材育成基本方針は、最後の改定(H19年9月)から時間が経過していることから、今の時代に合ったものとするために改定を行う。 また、階層別研修を除く研修参加人数の過去5年の平均が約20名であることから、毎年度30名とすることを目標に研修計画を充実させる。(研修によっては、受講希望を募ることで、職員の自発性、自己開発の向上を図る。) 【目標値・年度】 階層別研修を除く職員の研修の参加人数:平均30名以上 (参考)R4:24名、R5:26名	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	自治研修所階層別研修を除く研修受講者 30名 県職員との合同研修 計3名 (公務員デザイン講座2名、カスハラ講座1名) 実務研修 計3名 (総務省1名、茨城県1名、ふるさと財団1名) 【職員の研修の参加人数】 R7.2月末:36名
		⇒						

(No.18) 職員の働き方改革の推進【人事課】

改革の目的等	改革の方法・目標年次等	実施計画年度(上段が予定、下段が実績)						これまでの実績又は実施見込み
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
職員の長時間労働の是正と生産性の向上の併存の実現及びワークライフバランスの向上。	【目標値・年度】 ・年次休暇の積極的な取得 管理職の人事評価の目標設定、年度当初に取得計画表の作成等新たな取組を行い、県内市町村取得日数の平均値を目標とする。 (参考)R4:9.5日、R5:10.9日(県内平均13.4日) ・男性職員の育児休業取得率の向上 取得率100%を目標とする。(第4次きたいばらき男女共同参画プランに掲げる目標) (参考)R4:45.5%、R5:37.5%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	令和7年1月から勤休管理システムを導入。各職員の休暇取得状況を迅速に確認できるため、年次休暇の取得が著しく少ない職員及びその所属長へのヒアリング等を検討していく。
		⇒						